

○和洋女子大学情報ネットワーク利用禁止事項に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインでは、和洋女子大学情報ネットワーク利用細則第8条第1項第3号に基づき、利用者の遵守すべき事項について以下のように定める。

(ID)

第2条 学術情報センターより通知されたIDについて、以下の行為をしてはならない。

- (1) 他者への貸与
- (2) 他者のIDの使用
- (プライバシー・権利の侵害)

第3条 プライバシーや権利を侵害する以下の行為をしてはならない。

- (1) 他者、若しくは本学の著作権、肖像権、知的財産権、およびプライバシーの侵害
- (2) ネットワーク上で知りえた情報の秘密保持を損なう行為
- (情報モラル)

第4条 セキュリティを脅かす行為及び他者に損害を与える以下の行為をしてはならない。

- (1) 偽称する行為
- (2) コンピュータ、ソフトウェアなどへの不正アクセス
- (3) ファイルの改ざん、または破壊
- (4) 誹謗、中傷
- (5) 虚偽または、誤解を招くような内容を含む情報等を掲載、登録する等の行為
- (6) WAYO-NETのセキュリティ機能の管理を回避した接続（コンピュータに接続する公衆回線やVPN装置の設置、並びにソフトウェアのインストール）

(運用)

第5条 WAYO-NETの運用に支障を及ぼす行為、若しくはその恐れのある以下の行為をしてはならない。

- (1) 営利・非営利を問わず、物やサービス等の売買・交換（それらの宣伝・告知・勧誘も含む）を目的とする情報の掲載またはメールの送信
- (2) 発行されたIPアドレスの申請対象機器以外への使用
- (3) 情報ネットワーク利用細則第7条に定める機器以外の接続
- (4) コンピュータウイルス対策、セキュリティ対策を施さず、ネットワーク機器をWAYO-NETに接続する行為

2 ただし利用者は特別な事情により前項の遵守が困難な場合、図書館長に許可を申請することができる。

(公序良俗、法令及び社会慣行)

第6条 公序良俗、法令及び社会慣行に反する以下の行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反し、教育・研究機関としてふさわしくない行為

(2) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為、若しくはその恐れのある行為

(3) 知的財産権によって保護されているソフトウェア（プログラム、データ等）を利用
許諾権の範囲を超えて利用する行為

(その他)

第7条 その他、図書館長が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為をしてはならない。

(ガイドラインの改廃)

第8条 このガイドラインの改廃は、学術情報センター委員会及び全体協議会の議を経て、
学長が行う。

附 則

このガイドラインは、平成26年1月21日から制定施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

このガイドラインは、2020年3月10日から改正施行する。

附 則

このガイドラインは、2020年4月1日から改正施行する。